

令和2年11月1日

松山市長 野志 克仁

用途地域が定められていない土地の区域のうち
特定行政庁が指定する区域及び定める時間について（告示）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成27年国土交通省告示第255号）第1第4項の特定行政庁が指定する区域及び定める時間を、次の通り告示する。

記

1 指定する区域

松山市全域（用途地域が定められていない土地の区域に限り、常備消防機関から消防ポンプ自動車が自走で到着できない土地の区域を除く。）

2 定める時間（単位 分）

次の式により算定する時間。ただし、端数が生じる場合は少数第1位を切り上げたものとし、30を下回る場合は30とする。

$$L/S \times 60 \text{（分）}$$

この式において、L及びSは、それぞれ次の値を表わすものとする。

L 建築物の敷地を管轄する消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）が同意する経路による常備消防機関から建築物の敷地までの距離（km）

S 消防長等が同意する消防ポンプ自動車の車両移動速度（km/時）

以上